



「緊急事態宣言解除後」の教育活動について

学校長 平田 高之

9月30日をもって、兵庫県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。このことを受け、市教育委員会から、10月1日からの教育活動に関する取り扱い変更について連絡があり、昨日お知らせをお配りさせて頂いたところでした。この変更を受けて、本校としての取り扱いについてお知らせいたします。今後、行動制限の緩和によるリバウンドや第6波の到来等も危惧されますので、引き続き感染対策に努めてまいります。保護者の皆様におかれましても、引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 教育課程について

感染防止のために、本校独自に「45分授業6校時または50分5校時設定」にしておりましたが、「50分6校時設定」に戻します。ただし、行事等の取組で「45分6校時設定」等にすることもあります。

2 教育活動について

ペア活動、グループ活動、合唱等の感染リスクの高い活動については、感染対策を十分行いながら徐々に再開いたします。ただし、家庭科の調理実習(果物を切る等の実習は行います)、体育科の武道(柔道)については、当面見合わせます。

3 学校行事について

(1)文化発表会(10月22日)

学校だより「第128号」で「本年度の文化発表会について」の中で「合唱実施の判断基準」についてお知らせさせて頂きました。

「緊急事態宣言」が解除され、緊急事態宣言中の行動基準で示されていた「感染リスクの高い教育活動(室内で生徒が近距離で行う合唱)は一時的に停止する」という制限が「可能な限り感染対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します」と緩和されましたので、その中でお示しさせて頂きました感染対策を強化したクラス練習方法を徹底したうえで取り組みを始めることとして、学級合唱を含む「学年文化発表会」を実施することといたします。

マスクをしたまま合唱練習を行いますが、合唱取組期間中は、飛沫防止の観点からできるだけ不織布マスクの着用をお願いします。

感染拡大防止の観点から、保護者1名の制限に加えて、お子様の学級のみ鑑賞して頂く「学級入れ替え制」で実施させて頂きたいと考えております。当日の受付、健康観察、名札着用、タイムテーブル等の詳細につきましては後日お知らせさせていただきます。

保護者の皆様のニーズ及び生徒のモチベーションを高めるために、DVDの販売も検討いたしますので、ご理解頂きますようお願いいたします。

(2)修学旅行(11月3・4日)

今回の市教委からの通知では、「まん延防止等重点措置区域」での実施も見送るとなっていた制限が緩和されましたので、予定していた行程で実施いたします。

キャンセルリミットが3週間前ですので、その時点で感染者が急増しており11月から再び「緊急事態宣言」が発令される、学級閉鎖・学年閉鎖が発生する等した場合は再検討いたします。

(3)地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(11月8日～12日)

県内の校外活動は可能となりましたので計画通り実施いたします。後日「参加確認書」をお配りさせていただきますので、感染が不安で参加を希望されない場合は申し出て頂きますようお願いいたします。別活動を検討いたします。

10月末に再び感染者が急増し11月から再び「緊急事態宣言」が発令される、学級閉鎖・学年閉鎖が発生する等した場合は再検討いたします。

(4)わくわくオーケストラ教室(11月17日)

県内の校外活動は可能となりましたので、感染対策を十分行い実施いたします。後日、詳細の案内と「参加確認書」をお配りいたしますが、学年全体での行事ですので、90%以上の参加同意がなければ中止といたします。また、感染が不安で参加を希望されない場合は申し出て頂きますようお願いいたします。なお、この場合は欠席・早退扱いにはいたしません。

バスのキャンセルリミットが2週間前の10月末となっておりますので、その時点で感染者が急増し11月から再び「緊急事態宣言」が発令される、学級閉鎖・学年閉鎖が発生した場合は再検討いたします。

4 部活動について

(1)十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。熱中症の心配がない場合は、濃厚接触者を出さないために活動中もマスクの着用を奨励します。

(2)活動日・時間は、平日(4日)2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。

ただし、10月より完全下校時間が5時30分となりますので、平日の50分6校時授業の際は2時間以内の活動となります。

(3)「ノー部活デー」は、体育館での密をさけるために各部活動単位で設定します。ただし、平日の中で「全校一斉ノー部活デー」の日があります。各部の練習計画でご確認ください。

(4)県外での活動及び宿泊を伴う活動(県内を含む)については、引き続き、見合わせます。

ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会の予選扱いとなる大会については、主催者の行う感染症予防対策を確認したうえで出場権を得た生徒が参加を希望する場合は認めます。